

# 関東地方整備局（港湾空港関係） 国有財産競争契約入札者心得

## （目 的）

第1条 関東地方整備局（港湾空港関係）所掌の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## （一般競争参加の申出）

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

## （入札保証金等）

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金を歳入歳出外現金出納官吏に納付しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して当該提出書を添えて差し出さなければならない。
- 3 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。
- 4 落札者が第13条に定める契約書の提出期限内に契約を締結しないときは入札保証金は国庫に帰属する。

## （入札等）

第4条 入札参加者は、物件調書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において物件調書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、別紙により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告に示した入札日時までに入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

## （公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- 四 記名押印を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は国庫に帰属する。

(入札保証金等の振替)

第12条 契約担当官等において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金を契約保証金に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から10日以内にこれを契約担当官等に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申立)

第14条 入札をした者は、入札後、この心得、物件調書、図面、契約書案及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。